

平成25年度事務事業評価表（基本）

事務事業名	介護相談員事業	重点評価 区分	重点	担当部	福祉部
				担当課	福祉管理課

基本情報

1 事務事業の概要

開始年度	平成17年度	根拠法令	葛飾区介護相談員事業実施要綱
性質区分	サービス提供	実施形態	区単独（直営）
対象者	介護保険法に規定する居宅サービスまたは施設サービスを提供する葛飾区内の事業所		
裁量区分	あり		
実施内容 （事務事業の実施 内容、手段、過去の 改善実績等）	<p>1 概要 介護相談員が派遣を希望する事業所を定期的に訪問し、利用者の相談に応じたり、利用者の希望、疑問等を介護サービス事業者に伝える橋渡し役として活動を行う。</p> <p>2 介護相談員の活動内容 （1）利用者または利用者の家族等の話を聞き、相談に応じる。 （2）派遣事業所の行事に参加する。 （3）サービスの現状把握に努める。 （4）派遣事業所の管理者や職員と意見交換を行う。 （5）その他サービスの質の向上のために必要な活動を行う。</p> <p>3 介護相談員の委嘱等 （1）介護相談員の選考、委嘱 区内在住で、活動の実施にふさわしい人格と熱意を有し、継続的に活動できる67歳以下の方（区内の介護保険サービス提供事業所に勤務する方を除く）から、作文・面接により選考し介護相談員養成研修を受講後、区長が委嘱する。 （2）定員 30人以内 （3）任期 2年（要綱の規定による再任あり）</p> <p>4 事業の周知 年1回介護サービス事業者連絡会において事業PRおよび派遣希望を募っている。</p>		

2 施策及び事務事業目的

施策 番号	施策	03	高齢者が必要な介護や自立支援を受け、生活できるようにします
事務事業目的	介護保険法に規定する居宅サービスまたは施設サービスを提供する葛飾区内の事業所に介護相談員を派遣することにより、事業所の提供するサービスの質の向上に資する。		

実績情報

1 成果指標の達成状況

成果指標	指標の根拠	単位	区分	22年度	23年度	24年度
派遣希望に対する対応率	—	%	目標	—	—	—
			実績	100	100	100
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—

2 活動指標の達成状況

活動指標	指標の根拠	単位	区分	22年度	23年度	24年度
介護相談員派遣回数	—	回	目標	—	—	—
			実績	1,284	1,326	1,294
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—

3 コスト内訳（決算）

項目		単位	24年度
収入	特定財源		
	国庫支出金	千円	1,132
	都道府県支出金	千円	566
	その他	千円	603
	一般財源 (a)	千円	2,147
支出	直接事業費 (b)	千円	2,868
	報償費	千円	2,615
	消耗品費	千円	51
	通信運搬費	千円	30
	負担金	千円	172
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
	職員人件費 (c)	千円	1,580
	人件費	千円	1,580
		人	0.20
	再雇用職員	千円	0
		人	0
	間接費 (d)	千円	0
	調整額 (e)	千円	160
	減価償却費	千円	0
金利	千円	0	
退職給与引当	千円	160	
(控) コスト対象外	千円	0	
トータルコスト (f) (b+c+d+e)		千円	4,608

4 単位あたりコスト

項目	単位	24年度
単位の定義		活動回数
実績数値 (g)	回	1,294
単位あたり区単コスト (a/g)	円	1,659
単位あたりコスト (f/g)	円	3,561

平成25年度事務事業評価表（重点評価）

事務事業名	介護相談員事業	担当部	福祉部
		担当課	福祉管理課

過年度の実績状況の評価と今後の方向性

実績状況の評価	施設からの派遣希望に応じて、介護相談員を派遣することができる。		
今後の方向性	改善	今後派遣対象施設の増加が見込まれる中、新規に派遣希望があった場合への対応方法について、現在の派遣体制も含めた見直しを行う必要がある。	
	継続		

「今後の方向性」に基づく取組内容

1 今後の成果指標の目標値

成果指標	指標の根拠・計算式など	単位	区分	25年度	26年度	27年度
			目標			
			目標			

2 今後の活動目標及び活動指標の目標値

活動目標	視点	活動指標	単位	区分	25年度	26年度	27年度
				目標			
				目標			
				目標			
				目標			

行政評価委員会の意見や予算編成等の結果を踏まえ、年度末に記載し、区民に公表します。

介護相談員事業について

1 事業目的

介護保険法に規定する居宅サービスまたは施設サービスを提供する葛飾区内の事業所に介護相談員を派遣することにより、事業所の提供するサービスの質の向上に資する。

2 事業概要

介護相談員が派遣を希望する事業所を定期的に訪問し、利用者の相談に応じたり、利用者の希望、疑問等を介護サービス事業者に伝える橋渡し役として活動を行う。

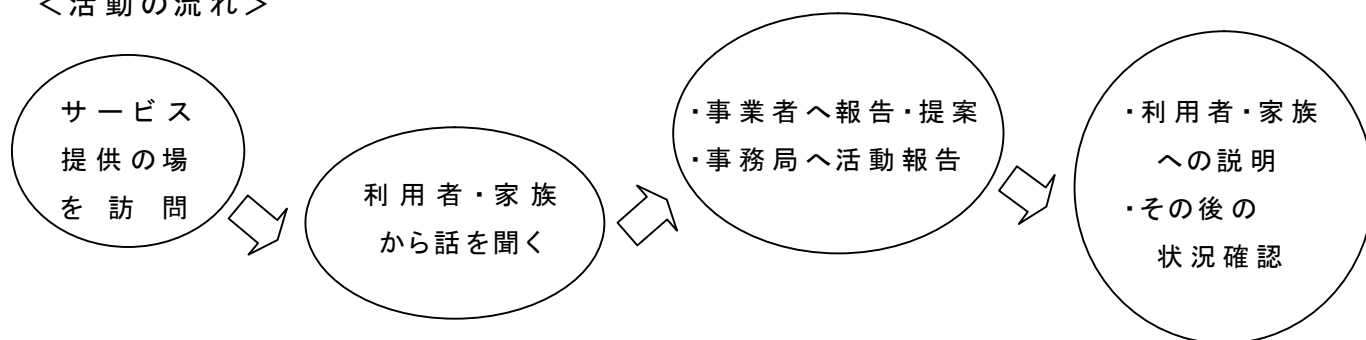
<介護相談員派遣状況>

平成25年4月1日現在 介護相談員数 25人 派遣施設数 74施設

3 介護相談員の活動内容

担当施設（介護サービス提供の場）を訪問し、利用者に積極的に声掛けを行い、利用者から信頼され気軽に話せる相談相手となるよう努める。そして利用者との会話等の中から、施設職員に伝えづらいサービスに関する疑問や不満等を聴き、施設職員との橋渡し役となって伝えたり、サービスに関する提案などを通じて、苦情の発生に至る事態を未然に防止し、介護サービスの質の向上を図る。また、これらの相談員活動を円滑に行うため、担当施設との関係を良好に保つよう努める。

<活動の流れ>



※活動について

- ・担当施設は区で決定する。（自宅から離れた施設が担当施設となる場合もある）
- ・担当施設は2～4ヵ所、一施設に月1～2回（入所施設は月2回、通所施設は月1回）訪問し、合計で月4回を上限とする。
- ・1回の活動時間は3時間程度とし、1回の訪問につき2,000円の活動謝礼を支払う。
- ・担当施設への訪問日は、月毎に介護相談員と施設担当者間で調整のうえ決定し、区に報告する。活動状況報告書を月毎に区に提出する。
- ・介護相談員の活動を円滑に進められるよう、派遣施設内に相談員紹介のポスターを掲示する。（介護相談員本人の顔写真入）

※介護相談員の任期は2年で再任あり

(「要綱」の規定により再任を行わない場合)

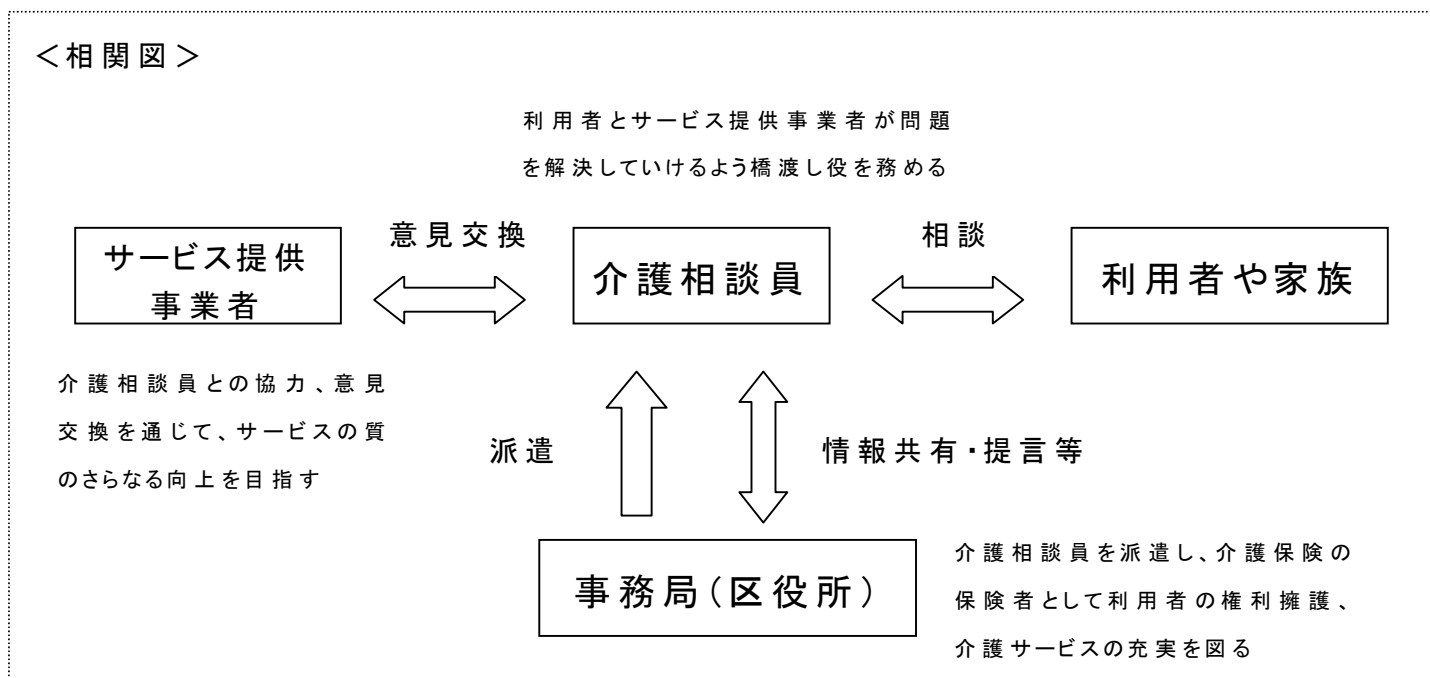
任期満了時に満73歳に達しているとき、任期中に区が開催する介護相談員連絡会への出席や任期中の活動回数が所定の回数に満たないとき、区内の介護保険サービス提供事業所に勤務等したときなど。

※介護相談員が行わないこと

サービス提供事業者の評価、車いすへの移乗、食事の介助など「介護」にあたる行為、利用者同士のトラブルの仲裁、家族問題に関することへの介入、遺言、財産処分に関する相談、物品の修理

★介護相談員は、利用者や家族の不安や不満、疑問などを聴き、利用者の権利擁護の手助けとサービス提供事業者が介護サービスの質的向上に向け、自ら「気づく」ための橋渡し役である。また、区民の目線で見えた介護サービスの実態や問題点を伝える課題提案役でもある。

< 相関図 >



5 介護相談員事業の周知

介護サービス事業者連絡会において事業説明およびPRを行い、派遣希望を募っている。

< 派遣事業所の協力事項 >

- ・担当者の設置
- ・介護相談員との面談・意見交換
- ・事業所職員、利用者・利用者の家族等への周知
- ・訪問日程の調整
- ・介護相談員・派遣事業所合同連絡会への出席

平成24年度 介護相談員 活動回数一覽

氏名		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	所定回数	活動率
1		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
2		4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	2	4	45	48	93.8%
3		3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	43	43	100.0%
4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
5		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
6		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
7		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
8		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
9		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	24	100.0%
10		4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	4	46	48	95.8%
11		4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	42	42	100.0%
12		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
13		4	3	4	3	4	4	3	4	4	4	4	4	45	48	93.8%
14		2	2	1	1	1	1	0	辞	辞	辞	辞	辞	8	8	100.0%
15		4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	3	3	42	48	87.5%
16		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
17		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
18		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
19		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
20		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
21		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
22		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
23		4	4	4	4	4	4	4	4	3	2	4	4	45	48	93.8%
24		4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	42	42	100.0%
25		1	4	3	4	休	1	辞	辞	辞	辞	辞	辞	13	48	27.1%
26		4	4	4	4	3	2	2	2	2	1	1	2	31	33	93.9%
27		4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	47	47	100.0%
28		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	48	100.0%
29		4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	3	4	46	47	97.9%
30							3	4	4	4	4	4	4	27	28	96.4%
31							4	4	4	4	4	4	4	28	28	100.0%
	合 計	108	110	109	108	105	112	109	110	109	101	104	109	1294	1350	95.9%

介護相談員派遣事業所一覧(全74施設)

特別養護老人ホーム		認知症高齢者グループホーム		有料老人ホーム	
1	奥戸くつろぎの郷	1	みのりの里	1	SILVER SUPPORT コスモス
2	東四つ木ほほえみの里	2	グループホームかつしか苑	2	ライフコミュニケーション新小岩
3	すずうらホーム	3	グループホーム悠悠倶楽部葛飾高砂	3	ライフコミュニケーション亀有
4	西水元あやめ園	4	グループホームみやびの里西水元	4	亀有ケアコミュニティそよ風
5	葛飾やすらぎの郷	5	グループホームイリス	5	ボンセジュール四つ木
6	水元ふれあいの家	6	ニチイのほほえみ	6	まどか立石
7	癒しの里 青戸	7	街かどケアホームこころ	7	まどか水元
8	中川園	8	かつしかグループホームそよ風	8	SILVER SUPPORT 星にねがいを
9	水元園	9	グループホーム ソレイユの家	介護老人保健施設	
10	西水元ナーシングホーム	10	グループホーム ソレイユの里	1	葛飾ロイヤルケアセンター
11	かつしか苑	介護専用型ケアハウス		2	花の木
12	癒しの里 亀有	1	ケアハウス ル・ソラリオン葛飾	3	お花茶屋ロイヤルケアセンター
13	ル・ソラリオン葛飾			4	青戸こはるびの里
14	エトワール				
通所介護施設					
1	奥戸在宅サービスセンター	14	アビリティーズ・デイサービスお花茶屋	27	デイサービスセンターかつしか苑
2	新宿在宅サービスセンター	15	デイサービスセンターかなまち	28	ケアリゾートお茶のみともだち
3	デイサービスあおぞら	16	かつしかケアセンター	29	デイサービストリツ
4	癒しの森	17	西水元 花の家デイサービスセンター	30	デイサービスセンターなごやか立石
5	東堀切在宅サービスセンター	18	デイサービスセンター水元	31	デイサービスセンタール・ソラリオン葛飾
6	亀有在宅サービスセンター	19	ウェル森永デイサービス	32	デイサービスセンターなごやか亀有
7	東四つ木在宅サービスセンター	20	デイサービスセンターみのりの里	33	こひつじデイサービスわが家
8	かわせみデイサービスセンター	21	総合福祉ツクイ奥戸	34	コミュニケア24癒しのデイサービス葛飾
9	ニチイケアセンターせせらぎ	22	水元在宅サービスセンター	35	デイサービスセンターなごやか亀有第二
10	西亀有デイサービスセンター	23	西水元在宅サービスセンター	36	デイサービスあゆみ
11	癒しの森 堀切	24	高齢者在宅サービスセンター青戸	37	デイサービスセンターなごやか新小岩
12	デイサービスセンターすこやか	25	東新小岩在宅サービスセンター		
13	デイホームゆりの木 柴又	26	西新小岩在宅サービスセンター		

「事務事業評価表(基本)」に係る過去3年間のコスト内訳(決算)

項目		単位	21年度	22年度	23年度
支出	直接事業費 (b)	千円	2,286	2,927	3,137
	報償費	千円	2,218	2,601	2,685
	消耗品費	千円	7	6	91
	通信運搬費	千円	61	50	39
	負担金	千円	0	270	322

施策 03 高齢者が必要な介護や自立支援を受け、生活できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

□ 高齢化の進行に伴い、要支援・要介護認定者数は年々増加しており、平成12年度末の約7千人から平成23年度末の約1万5千人へと約2.2倍に増えています。このため、介護保険による保険給付のほか、おむつの支給・使用料助成などの介護保険を補完するサービスの利用者も増えています。

□ 平成22年度に実施した葛飾区世論調査によると、要介護時に望む生活として、「自宅で介護保険サービスなど

を利用しながら生活を続けたい」が約5割で最も多く、次いで、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所したい」が約2割となっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、居宅サービスの充実と必要な介護施設の整備が求められています。

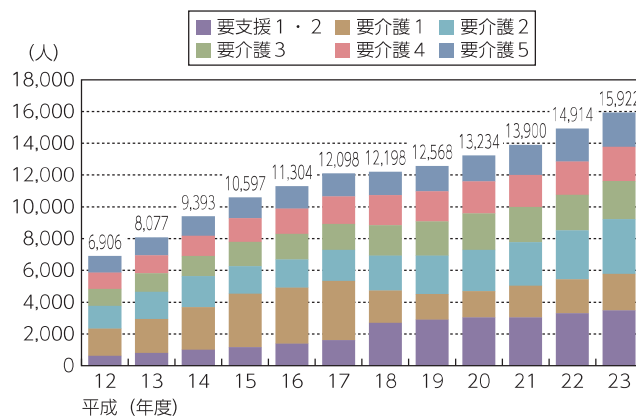
【施策の方向】

□ 高齢者が要支援・要介護状態となった場合であっても、可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した生活を営めるように、介護保険の介護サービスや介護予防サービス、介護保険を補完する生活支援サービスを総合的に提供できるようにします。

□ 必要な介護サービスの量を確保するため、介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づ

いて、居宅サービスを充実させるとともに、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設などの整備を促進します。

要支援・要介護認定者数



出典：介護保険課資料（各年度末現在）



新規に整備された認知症高齢者グループホームの居室

【指標と目標値】

指 標	指標の説明又は出典	現 状 値 (平成23年度)	平成27年度	平成30年度	平成34年度
介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う区民の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査	42.0	43.0	43.8	44.8
要介護認定を受けている65歳以上の区民のうち、在宅で介護サービスを利用している人の割合 (%)	介護保険事業状況報告	70.6	72.0	72.9	74.1

【計画事業】

事 業 名	事 業 内 容
特別養護老人ホームの整備支援	特別養護老人ホーム ^{注1)} の整備を計画する社会福祉法人に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。
認知症高齢者グループホームの整備支援	認知症高齢者グループホーム ^{注2)} の整備を計画する事業者に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。
〈新〉 小規模多機能型居宅介護施設の整備支援	小規模多機能型居宅介護施設 ^{注3)} の整備を計画する事業者に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。
〈新〉 24時間訪問介護支援サービス	単身や日中独居となる在宅の要介護者が、24時間365日、安心して緊急時の訪問介護が受けられるよう、介護保険の「夜間対応型訪問介護サービス」を利用している方を対象に、同サービスにおける通報システムを活用し、昼間の時間帯においても緊急時にヘルパーを派遣します。

注1) 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で在宅で介護を受けることが困難な高齢者が入所して、介護を受けられる施設をいう。

注2) 認知症高齢者グループホーム

認知症の高齢者が介護や日常生活の援助を受けながら、共同生活を行う住居をいう。

注3) 小規模多機能型居宅介護施設

要介護状態になっても在宅生活が継続できるよう、「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて「ヘルパーの訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを受けられる施設をいう。

〈事業一覧〉（平成24年度実施）

特別養護老人ホーム建設費助成	高齢者住宅設備改修費助成
短期入所生活介護整備費助成	シルバーカー給付事業
認知症高齢者グループホーム整備費助成	高齢者生活支援サービス委託
小規模多機能型居宅介護整備費助成	救急医療情報キット給付事業
特別養護老人ホーム等大規模改修費助成	見守り型緊急通報システム使用料助成（高齢者）
介護相談員事業	家庭用卓上電磁調理器購入費助成
高齢者福祉相談事務	補聴器購入費助成
高齢者ケース在宅指導事務	配食サービス事業
特別永住者給付金事業	生活支援ショートステイ委託
養護老人ホーム措置	成年後見制度審判申立（高齢者）
特別養護老人ホーム等措置	認知症高齢者位置探索システム助成
おむつ支給・使用料助成（高齢者）	保険給付（介護保険）
緊急一時介護委託	介護認定審査会運営
出張理美容事業（高齢者）	介護認定調査
寝具乾燥消毒委託（高齢者）	介護保険円滑推進事業
高齢者自立支援住宅改修費助成	高額介護サービス費等貸付金